

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争(下) (川口)

川 口 高 風

順序の 〔四〕	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
	声聞淨戒。唯人受レ之。除二十三難。及十六遮一。菩薩淨戒。趣生皆受。除二七遮罪一。	問今以二菩薩通受法一對二声聞律儀戒二而差別焉何者於二菩薩戒二趣生皆受唯除二七遮一者且約二通受軌則二七衆律儀唯人受レ之非除二七遮二有二余遮難二亦応レ不レ許授受之也略弁如レ下	答云声聞僧戒無二通受法一是故唯人受レ之除二十一難及十六遮一菩薩僧戒有二通受法一是故唯除二七遮一趣生分受此豈非二声聞菩薩差別耶若論二菩薩別受法者智証大師云七遮之外応下須復問中年滿二十二不三衣鉢具不父母國王聽不上若不然者不レ得二別律儀一也応レ知遮難非三必如二声聞法然梵網大本未來二東土一若有下行事難二具知一者上応下以二小檢一助中成大儀上也又子言下非除二七遮二等上者非字下応レ加二唯字一若不レ
26			

尔者語意難ラ通也ナリ

略では、声聞戒は唯一人のみで受け、十三難、十六遮を除く。菩薩戒はすべてが受け七遮罪を除くのみという。それに対し諦忍は、菩薩の通受法は声聞の律儀戒と別である。なぜかといえば、菩薩戒も趣生すべて受け、唯、七遮のみを除くことは通受の軌則にまとめられている。七衆の律儀は唯一人のみで受け、七遮を除くのみではない。他の遮難があるとしても授受を許さないという。俊鳳は、声聞の僧戒は通受法がない。そのため唯一人のみで受け、十三難及び十六遮は除く。菩薩の僧戒は通受法がある。七遮を除くのみで、趣生は分に受ける。どうして声聞と菩薩が別でな

いといえるか。もし、菩薩の別受法をいえば、智証大師がいう。七遮の外、年二十才に満ちるか。三衣、鉢が具わつてゐるか。そうでなかつたならば別律儀を得ない。遮難は必ずしも声聞法の如くでない。したがつて、『梵網經』の大本は未だ東土に來ていない。行事を具さに知り難い者がいれば、小檢によつて大儀を助成すべきである。また、「子言下非除七遮等上」において、非の字の下に「唯」を加えるべきである。そうでないと語意は通じ難いものになるという。

順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
27	声聞淨戒。於二二百五十戒中一。若闕其一ヲ。則不得名比丘。菩薩淨戒。於二十重禁中一。受其一戒。則得名之一分菩薩ト。	問吾子實以レ此為二差別之相耶。若有二聲聞人言下菩薩淨戒。於五十八戒中一隨闕。其一則不得名比丘。則反成二不差別ト。須知	答云声聞縱有二利益。而不レ能現ニ遮罪。菩薩不然。若有二利益。則有レ現ニ行遮罪。縱使
			隨欠其一不レ妨ニ。稱名菩薩比丘也。此豈
	非二聲聞菩薩差別之相耶		

略に、声聞戒は二百五十戒の中、一戒でも欠けば比丘と名づけられない。菩薩戒は十重禁戒の中、一戒でも受ければ一分の菩薩と名づくという。それに対し諦忍は、俊鳳はこれを差別の相とするか。もし、声聞人が菩薩戒の五、十、八戒の中、その一戒でも欠くなれば、比丘と名づけないのはかえつて不差別といつている。俊鳳は、声聞はたとえ利

益があつても遮罪を現わすことはできない。しかし、菩薩はそうでない。もし、利益があれば遮罪を現わして行うことがある。その一つを欠いても菩薩の比丘と称して妨げはない。これがどうして声聞と菩薩の差別相でないといえるかと答えている。

順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
28	声聞淨戒。四重為レ本。持ニ二百五十戒。菩薩淨戒。十重為レ本。持ニ無尽戒品。	問上文云大乘法中若約二略說則受ニ三聚十重四十八輕戒。一名具足受戒。若約二廣說則受ニ三聚十重八万威儀戒。一名具足受戒。小乘法中若約二略說則受ニ二百五十戒。一名具足受戒。若約二廣說則受ニ八万無量戒。一名具足受戒。準拳ニ略說菩薩淨戒。則出ニ廣說。今声聞淨戒乃人共ニ許之乎	答云声聞淨戒唯持ニ四重ニ而無レ具ニ足ニ一百五十戒。菩薩淨戒唯持ニ十重ニ而能具ニ足無尽戒品。故称ニ十重ニ名ニ十無尽戒。持ニ十重ニ者名ニ具足受戒人。是故以ニ菩薩十重ニ相ニ對声聞四重ニ略明ニ其勝劣ニ而已此非下以ニ菩薩廣說。対ニ上声聞略說也

略に、声聞戒は四重を根本として二百五十戒を持つ。菩薩戒は十重を根本として無盡の戒品を持つという。それに諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争(下) (川口)

対し諦忍は、大乗では略説すると、三聚十重四十八軽戒を受けるのを具足受戒という。広説すると、三聚十重八万の威儀戒を受けることを具足受戒という。小乗では略説すると、二百五十戒を受けることを具足受戒といい、広説では八万無量の戒を受けることを具足受戒という。これに準じて、今、声聞戒には略説をあげ、菩薩戒には広説を出す。広を以て略に対し、大小の差別を明らかにしようとする者

は、どの小乘人が許すのかという。俊鳳は、声聞戒は唯、四重のみを持つて二百五十戒を具足することはない。菩薩戒は唯、十重のみを持つて無盡の戒品を具足する。そのため十重を十無尽戒と名づく。十重を持つ者は、具足受戒の人と名づく。そのため菩薩の十重を以て声聞の四重に相対し、その勝劣を明らかにするのみである。これは菩薩の広説を以て声聞の略説に対するものでないと答えている。

順序の 回	『略述大乗戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
	声聞淨戒。三品犯レ重。皆捨二淨戒。菩薩ノ 淨戒。非二上品纏一。不レ捨二淨戒。	問此亦一往語而已於二声聞淨戒中一有レ 談二三纏不失二略如二上弁レ之也	答云三品犯レ重皆捨二淨戒者戒本宗要所レ 明也今按慈恩南山青丘諸師其意不レ同 依二慈恩義二声聞捨戒不レ異二菩薩二上纏失 戒中下不失准二瑜伽意二涅槃為レ証上纏失 戒破二薩婆多二中下不失破二經量部二依二南 山意二以二四分律十輪經等一為レ証大乘小乘 共立二三品不失義一也青丘不レ同二余師二聲 聞三纏失戒菩薩上纏失戒以二經量上座正 量說等一為レ証無名子今以二三纏失戒一為二 一往語一則亦庵二下以二三纏不失一為上二 往

略に、声聞戒は三品に重を犯すとすべて淨戒を捨てる」とになる。菩薩戒は上品纏でないため淨戒を捨てないとい。それに対し諦忍は、これも一往の語のみで、声聞戒中においても三纏不失をいうことがあるという。俊鳳は三品に重を犯し、すべて淨戒を捨てるとは『戒本宗要』に明らかである。今調べてみると、慈恩、南山、青丘ら諸師の意は同じでない。慈恩の解釈によれば、声聞の捨戒は菩薩とは異なる。上纏は失戒。中下は不失。『瑜伽論』の

意に準じて『涅槃經』を証とする。上纏失戒は『薩婆多論』を破す。中下不失は経量部を破す。南山の意によれば『四分律』『十輪經』などを証としている。大乗小乗共に三品不失の義を立てる。青丘は他の師と同じでない。声聞は三纏失戒し、菩薩は上纏失戒する。経量部、上座部、正量部の説を証としているといい、諦忍は三纏失戒を一往の語としているが、三纏不失を一往の語となすべきのみと答えている。

順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
	新學菩薩必不 可學二乘淨戒。 若學二乘淨戒一。 則有二犯 菩薩淨戒故梵 網經云。若仏子。 心背二大乘常住經律一。 言レ 非二佛說一。 而受二持 二乘外道惡見 一切禁 戒邪見經律 者。犯二輕垢罪一。	問占察 說即應推求聲聞律藏等 令三新受 戒菩薩受學二乘淨戒一大同二善戒瑜伽等 說然吾子以二占察三聚而為二瓔珞三聚 又以二瓔珞三聚而為二頓悟菩薩所被梵網 亦為二直往頓悟所被頓悟菩薩不共二 乘一直往大士不學二小戒若學則有二 違犯菩薩淨戒如今所說何故占察	答云戒義以下占察三聚上為二瓔珞三聚而 為二直往菩薩所被然直往菩薩有一向大 乘人有習小助大人彼說即應推求聲聞 律藏等者此為二習小助大人也如上已 弁一又無名子屢言三習小助大震旦所習而 非二西天行儀者此由昧於台學也西天 東土皆有習小助大之行儀此亦如前
30			

中ニハヤ言下即応ニシテ中推ニ求声聞律藏ノ受持讀誦シ
観察修行上耶若言ニ習小助大ニ是大不レ爾
習小助大震旦所習今一化通被之經文矣
説習小助大ニ若言レ同ニ善戒等所說ニ則違フ
自義ニ如何

ニルカ也

略に、新學の菩薩は必ず二乘の淨戒を学ぶべきでない。聞律藏「受持讀誦觀察修行」^上といふか。もし「習小助大」もし、二乘の淨戒を学べば、菩薩の淨戒を違犯することがある。そのため『梵網經』に「仏子よ。心は大乗の經律に背き仏説に非ず」といふ、二乘外道、惡見の一切禁戒、邪見の經律を受持せば輕垢罪を犯すといつてゐる。それに対し諦忍は、『占察經』には「即應推求聲聞律藏等」と説いて、新受戒の菩薩に二乘の淨戒を受学させる。大体は『善戒經』『瑜伽論』などの説と同じである。汝は『占察經』の三聚を『瓔珞經』の三聚となし、しかも直往菩薩に一向大乗の人がおり、習小助大の人がいる。彼の「即應推求聲聞律藏等」と説くは習小助大の人ためである。戒を『瓔珞經』の三聚戒とする。また、『瓔珞經』の三聚戒で頓悟の菩薩の受けける所とする。『梵網經』も直往頓悟の所被とする。頓悟の菩薩は二乘に共せず、直往の人は小戒を学ばない。もし学べば、菩薩の淨戒を違犯することは今の所説の如し。なぜ、『占察經』の中に「即應中推ニ求声

といふか。そうでない。「習小助大」は震旦の所習で、今は一化通被の經文。どうして「習小助大」と説くか。もし、『善戒經』などの所説と同じといえば、自義に違うがどうしてか。俊鳳は、略に『占察經』の三聚を『瓔珞經』の三聚となし、しかも直往菩薩の所被という。そのため直往菩薩に一向大乗の人がおり、習小助大の人がいる。彼の「即應推求聲聞律藏等」と説くは習小助大の人ためである。諦忍は、しばしば習小助大が震旦の所習で西天の行儀でないという。これは天台学に昧いためである。西天東土すべて習小助大の行儀がある。これについては、前に弁じた如くあると答えてゐる。

順序の 円	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
31	<p>三帰五戒十善。二百五十戒。皆是摩訶衍。 豈有三龜戒隔於妙戒。</p>	<p>問如二今点一乃似下以二龜戒一為二能隔一以二 妙戒一為中所隔上顧此不レ合二文意一今詳スルニ 跎蹠窮子即是長者實子小乘龜戒即是大乘 妙戒言之諸法實相一名ニ之絕待妙戒故ニ 於二絕待妙戒一曾無レ有レ隔二小乘龜戒然則 龜戒所隔妙戒能隔ナリク宜五改下文点上讀四豈ニ 有三龜戒隔於妙戒一也非乎</p>	<p>答云龜戒有二隔歷義妙戒無二隔歷義既ニ 云二妙戒一何有二隔歷一是故古來和ニ點於此 文一如レ是何言レ不レ合ニ文意ニ耶子以二龜 戒一為ニ所隔一以ニ妙戒一為ニ能隔一私改ニ和 点恐是不可請誥ニ能レ文者焉</p>

略に三帰、五戒、十善、二百五十戒すべて大乗。どうして龜戒（小乘戒）が妙戒（大乘戒）と隔たることがあるかという。それに対し諦忍は、今のこととは龜戒を以て能隔とし、妙戒を以て所隔とするのに似ており、文意に合わない。今詳しくいうと、躰蹠の窮子は長者の実子である。小乗の龜戒は大乗の妙戒である。これを諸法実相といい、絶待の妙戒と名づく。したがって、絶待の妙戒においては、かつて小乗の龜戒を隔たることがなかつた。すなわち龜戒は所隔、妙戒は能隔、文点を改めて、どうして龜戒が妙戒と隔

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争(下) (川口)

順序の	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
	<p>輔行中。言下戒無大小。由受者心期上者。亦約地住以上所レ釈也。一止一作。無非法界。謂之戒無大小。以中道。慧融一切法。謂之受者心期。</p> <p>問且準下以三百五十戒。トトヲ為中大小具足戒。則雖似三戒有大小差。而於余五衆戒。全無戒有大小。唯由受者之心期。有下乗与菩薩之別。上謂戒無大小者菩薩下五衆戒。其相全同。声聞無小衍差忒。故言。由受者心期。者声聞意存。息滅。唯要尽。一形寿。菩薩心發。菩提永。期尽未来際。如是心期各別。以分大小。異故吾子亦云菩薩沙弥沙弥尼戒。其相全同。声聞。但以下期未来際。加中受。十善。与レ小異。耳此豈非下戒無大小。由受者心期。况又華嚴經中。以二箇十善戒。分二別六種。以足例証。焉也。</p>	<p>答云輔行中言下戒無大小。由受者心期者此約地住已上開会。然今時人多為僻說。是故戒義具引。止觀輔行。明弁定之一無名子不能拒之徒。述異解。此非荆溪二字恐是顛倒。</p>	<p>答云輔行中言下戒無大小。由受者心期者此約地住已上開会。然今時人多為僻說。是故戒義具引。止觀輔行。明弁定之一無名子不能拒之徒。述異解。此非荆溪二字恐是顛倒。</p>
32			

略では、『輔行伝弘決』に戒には大小なし。受者の心になし。中道の慧を以て一切法を融し、これを受者の心といふというは地住以上にまとめて解釈するところである。う。それに対し諦忍は、二百五十戒と十重四十八軽戒を以て止一作法界でないということはない。これを戒に大小はて大小の具足戒とするに、戒に大小の差があるのと似てい

るが、余の五衆の戒において、全く戒に大小あることなく、唯、受者的心によつてのみ二乗と菩薩との別がある。戒に大小なしとは、菩薩の下の五衆の戒が全く声聞と同じで、小差ない故に受者的心によるという。声聞は意に息滅を残して、唯、盡形寿を要し、菩薩は心に菩提を發して永く盡未来際を期す。このように心は、大小の異なりを分つ故に菩薩の沙弥、沙弥尼の戒相は全く声聞と同じである。どうして戒には大小なく、受者的心によるのでないか。『華

嚴經』には、十善戒を以て六種に分別することをいい、これを例証としている。俊鳳は『輔行伝弘決』に、戒は大小なく、受者的心によるというは地住已上の開会による。今時の多くの人は僻説によつている。そのため、略に『輔行伝弘決』を引いて弁定している。諦忍は、これを拒むことができない。徒らに異解を述べることは荆溪の意志でない。「以足為例証」というが、「以足」の二字はおそらく顛倒していると答えている。

順序の円	『略述大乗戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
	大小兼行寺。兼二學大小一。在レ大則依レ大。 在レ小則依レ小。無下開ニ小夏。以成中大 夏ト。是故坐次定無雜亂也。	問有レ三人於此俱是先大後小然一人ハ 受レ大後ニ於此一受レ小先ニ於此若此二 人共住ニ大小兼行寺一行ニ大小兼行事及食 時等坐次為レ依レ大為レ依レ小若依レ小則小 行若依レ大則大行全非ニ兼行一若言下不レ 簡ニ大小ニ先受者在レ上坐上何故云在レ大則 依レ大在レ小則依レ小耶吾子謬解輔行一故 有ニ此難ニ今詳彼言下若先受レ大後受律	答云今慮下開ニ宣大小兼行義趣一以釈上云 其疑情一謂先小後大者即時轉ニ捨声聞戒 體ニモ持ニ得菩薩無尽戒體也若言レ不然 違ニ反仏說一豈不レ見寶積經云有三聲聞乘 薩持ニ清淨戒一於菩薩乘一名ニ大破戒一有菩 薩乘持ニ清淨戒一於聲聞乘一名ニ大破戒又 先大後小者既得無尽戒體一是故雖受ト 戒ニ無作不ニ復發也應レ知大小兼行者於 菩薩戒ニ只學三聲聞身口清淨防非律儀耳

紂繆甚矣 所レ言坐次定有二雜乱二何得レ言レ無二雜乱二
人在ニ一向小乘寺一則依ニ小夏ニ在ニ一向 大乘寺一則依ニ大夏ニ然先小後大則開ニ小
夏ニ以為ニ大夏ニ先大後小無下開ニ大夏ニ以テ
為中ニ小夏上故云ニ在ニ大依ニテハニルトニハシ
可且如ニ布薩ニ小乘布薩ニ依ニ小觴ニ坐大乘
布薩ニハク隨ニ大夏ニ坐故伝教大師曰大小兼行
寺置ニハク下文殊与ニ賓頭盧ニ兩上座ニ
日賓頭盧為ニ上座ニ坐ニ小乘次第ニ大乘布薩ノ
日文殊為ニ上座ニ坐ニ大乘次第ニ吁如ニ吾子カ
所レ言坐次定有二雜乱二何得レ言レ無二雜乱二

謂二之大小兼行一 是故若當二大小相違學処
現在前時一 則應下揀二判大小一 幷從大持上
准レ此雖レ有下小乘布薩依二小臘一坐大乘布
薩依二大夏一坐上 其余細行應レ依二大乘一
何者大小兼行則是習小助大之人 故也
又無名子解二輔行文一 言下大小兼行人在二一
向小乘寺二 則依二小夏一 在二一向大乘寺一 則
依ト二大夏一者不可也今按西天東土雖有二
先小後大先大後小人一輔行所レ糺 且約二震
旦人一所以何者先小後大則開二小夏一以
為二大夏一者是震旦所習 而非二西天通儀一
然無名子偏約二西天一解レ 之者何也若
言レ約ハ、ノ、レ震旦ニ解上者亦復不可ナリ
有二一向大乘寺一向小乘寺豈非誹謬耶

略に、大小兼行寺は大小乗を兼学する。大乗にあつては大乗により、小乗にあつては小乗による。小夏を開して大夏と成すことはない。そのため坐次は定まっており、雑乱はないという。それに対し諦忍は、先大後小の二人がいる。一人は大乗戒を受けることが彼より先で、小乗戒は彼より後に受けた。一人は大乗戒を受けることが後で、小乗戒を受けることは先であつた。もし、この二人が大小兼行寺に住み大小兼行の事を行ずる場合、食時などの坐次は大乗戒

一人は大乗戒を受けることが彼より先で、小乗戒は彼より後に受けた。一人は大乗戒を受けることが後で、小乗戒を受けることは先であつた。もし、この二人が大小兼行寺に住み大小兼行の事を行ずる場合、食時などの坐次は大乗戒

によるか小乗戒によるか。もし、小乗戒による時は、小行、大乗戒による時は大行、全く兼行ではない。もし、大小を簡ばずに先学者が上坐というならば、なぜ、大にあつて大により、小にあつては小によるといふか。汝は『輔行伝弘決』を謬解している。そのため、このような困難がある。

今、詳らかにすると、もし先に大を受け、後から律儀を受けることが小にあつては小により、大にあつては大によるという。もし、大小兼行の人が一向小乗寺にある時は小夏による。一向大乗寺にある時は大夏による。そのため先小後大は小夏を開し、大夏としても先大後小は大夏を開し、小夏とする意はない。したがって、大にあつては大により、小にあつては小による。小乗の布薩は小藪によつて坐す。大乗の布薩は大夏に随つて坐す。伝教大師は大小兼行の文殊と賓頭盧を置くといふ。小乗布薩日には、賓頭盧を上座として小乗の次第に坐る。汝がいうことは、坐次が定まつて雑乱あるのと同じで、どうして雑乱なしといふことがいえるか。甚だしい誤りといふ。

俊鳳は大小兼行の義趣を宣べ、その疑情を解決しようといふ。先小後大は、すぐ声聞の戒体を転捨して菩薩無盡の

戒体を転得する。もし、そうでないといったならば、仏説に違反する。どうして見ないか。『宝積經』には声聞乗に清淨戒を持つことがあれば、菩薩乗において大破戒と名づく。菩薩乗に清淨戒を持つことがあれば、声聞乗において大破戒と名づく。先大後小はすでに無尽の戒体を得、そのため小戒を受けるといえども無作は起こさない。大小兼行の者は菩薩戒において、声聞身口清淨で律儀を防ぐことを学ぶのみである。これを大小兼行という。もし、大小の相違学処現在前する時にあつては大小を揃判し、大によつて持つべきである。これに準じて小乗の布薩は小臘によつて坐し、大乗の布薩は大夏によつて坐す。その他の細かいことは大乗によるべきである。大小兼行は習小助大の人そのためである。諦忍は『輔行伝弘決』を解して、大小兼行の人は小乗寺にあつて小夏により、大乗寺にあつては大夏によるといふ。これは不可である。調べてみると、西天東土に先小後大、先大後小の人がいるといえども、『輔行伝弘決』に解釈するところは震旦の人としている。何となれば、先小後大は小夏を開して大夏とするもので、震旦の所習であり西天の通儀ではない。諦忍が偏方に西天と解釈するのは

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争(下) (川口)

どうしてか。震旦によると解すのも不可である。未だ震旦て誤りでないのかと答えている。
に一向大乗寺、一向小乗寺のあることを聞かない。どうし

順序の 回	『略述大乗戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
	形儀不定	問此ノ一章巧ニシヨヘテヨ文飾レ非隱レ過弇ニ其不善而著スノヲ其善者歟顧是小人之言雖ト不レ待弁駁レ而可ト知而為幼学当レ弁	答云淨影既云菩薩行儀不レ定靈芝亦云レ不レ為形体而其不レ為形儀者或依ニ王制或順ニ時宜ニ道理當然何謬之有然子言下拘形服而稱ニ王制又唱中時宜上是何言也拘字難レ解若拘形服者応レ著ニ壞色三衣也今難下不レ拘形服者上豈言レ拘ニ形服耶又罵辱紛謗任ニ子利口今応レ対下論菩薩不レ拘形儀焉
34	菩薩作略不レ同ニ声聞。大機大用不レ拘ハラ形服。或依ニ王法。或順ニ時宜。	弁云是実巧言令色人之視レ已如見ニ其肺肝然則何益矣経云口便説空行在有中同日之談依託語於菩薩因循服於外俗飽為二闇惑一所レ覆鎮為二妄染被レ汗此是僻説妄行大異ニ大機大行顧吾子之作略尚不レ同ニ於声聞何況於ニ大機大行菩薩乎或拘形服而稱ニ王制又唱ニ時宜或浪晚食以謂勝利為現遮罪不亦謬乎	答云淨影既云菩薩行儀不レ定靈芝亦云レ不レ為形体而其不レ為形儀者或依ニ王制或順ニ時宜ニ道理當然何謬之有然子言下拘形服而稱ニ王制又唱中時宜上是何言也拘字難レ解若拘形服者応レ著ニ壞色三衣也今難下不レ拘形服者上豈言レ拘ニ形服耶又罵辱紛謗任ニ子利口今応レ対下論菩薩不レ拘形儀焉

(略)に、菩薩の方法は声聞と同じでない。大機大用、形服に拘らず、王法によつて時宜に順ずるという。それに対し

諦忍は、本章は言葉を巧みにして文を綺どり、非を飾り、過を隠してその不善を弇て善を著すものか。顧うに、これは小人の言葉で弁駁を待たずに知るべしといえども、幼学のために弁じたい。これは、實に巧言令色人が自分をみると、自分で、自分の肺や肝臓を見るのと同じである。何の益があるか。經典には口に空を説くが、行は有の中にあるという。汝の方法は声聞と同じでない。大機大行の菩薩においてでも、形服に拘わり王制と称し時宜という。俊鳳は、淨影寺慧遠は菩薩の行儀が定まらないという。靈芝も形体に

存せずという。また、形儀にならぬのは王制により、あるいは時宜に順ずるためで、何の誤りかがある。汝は形服に拘つて王制と称し、時宜というは何ということか。拘の字は解し難い。もし、形服に拘わる者は壞色の三衣を著すべきである。今、形服に拘らない者を難じるが、どうして形服に拘わるというか。また、罵辱誹謗は、汝が利口に任す。今、まさに形儀に拘らないことを対論すべきであると答えている。

順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
35	故淨影云。菩薩隨化。形儀不 _レ 定。如 _{シト} 彼文 殊一夏之中。三處安居 _{スルカ} 。	弁云文殊師利三世覺母垂 _レ 跡於忍土 _ニ 示 _ス 化乎胆部 _{レハ} 有 _レ 益則現 _シ 異儀 _{レハ} 有 _レ 利則犯 _ス 二十 惡 _{ヲモク} 如 _シ 彼國清童形台山老翁 _ノ 又如 _ク 下以 _シ 自 _ノ 劍 _ヲ 揮 _シ 中研 _{スルカ} 一切如來上也猶如 _シ 觀音二十三 身 _ノ 亦似 _リ 下設害 _{ヒストモ} 三界一切有情 _ノ 不 _{ト云ニセ} 墮 _ニ 惡趣 _ニ 嗚呼吾子未 _タ 斷 _ニ 一惑 _{ヲモチ} 効 _ニ 顰深位薩 _ノ 垂所行 _ニ 以 _シ 自己不善 _ヲ 不 _ヤ 亦俟 _{ナラ} 乎	答云文殊師利權謀無方應 _ニ 下在 _ニ 處 _ニ 遊 _ニ 化 _ス 十方上然如 _シ 其安 _ニ 居 _ニ 三處 _ニ 為 _ニ 迦葉 _ノ 之 _ニ 所 _シ 呵者此豈非 _レ 示 _ス 下現 _{ルニ} 見 _レ 有 _ニ 勝利 _ヲ 則 _チ 不 _ト 可 _レ 拘 _ニ 形儀 _ニ 耶諺謂八十翁舞為 _レ メトハ 教 _ニ 兒孫 _ニ 可 _シ 以 _{シテ} 喻 _{ヘツ} 於此 _ニ 焉是故博地菩薩 _ノ 示 _ス 應 _ニ 見 _レ 有 _ニ 勝利 _ヲ 現 _ス 上行遮罪 _ヲ 無名子未 _タ 識 _ニ 菩薩意樂 _ヲ 莫 _レ 謂 _レ 倣 _ト 顰深位薩 _ノ 所行 _ニ 矣

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争(下) (川口)

(略)に、淨影寺慧遠がいう。菩薩は化に随つて形儀が定まらない。彼の文殊が一夏の中、三処に安居するのと同じであるという。それに対し諦忍は、文殊は三世の覺母で跡を忍土に垂れ、化を胆部に示す。益あれば異議をあらわし、利あれば十惡を犯す。自の劍を以て一切の如來を揮研するが如くである。なお、觀音の三十三身の如く三界の一切の

有情を害すが悪趣に墮ちないと似ている。俊鳳は、文殊は権謀無方、一処にあつて十方に遊化すべきである。諺に、八十翁の舞は児孫に教えたためと例えている。諦忍は未だ菩薩の意樂を知らず、深位の所行に倣う莫れと答えてい

る。

順序の 回	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
	靈芝亦云。如菩薩僧。不局形體。	弁云靈芝言不局形體者謂他方諸仏。	答云如釈迦等十一字難解其意若如文解則成釈迦法中菩薩僧不必剃染之
	如釈迦法中不二必須剃染也全非	如釈迦法中不二必須剃染也全非	義若推子意則應改言佗方諸仏不
	言下著金欄袈裟用中紫紺方服上也吁吾子以文害意不亦愚乎	言下著金欄袈裟用中紫紺方服上也吁吾子以文害意不亦愚乎	同釈迦法中其菩薩僧不必剃染也吁
	齒莽之甚矣佗方諸仏多有聲聞菩薩二種僧其聲聞僧必拘形體其菩薩僧不局形體不必剃染然言釈迦法中無別菩薩僧者此約小乘一類機見若約別円二	齒莽之甚矣佗方諸仏多有聲聞菩薩二種僧其聲聞僧必拘形體其菩薩僧不局形體不必剃染然言釈迦法中無別菩薩僧者此約小乘一類機見若約別円二	齒莽之甚矣佗方諸仏多有聲聞菩薩二種僧其聲聞僧必拘形體其菩薩僧不局形體不必剃染然言釈迦法中無別菩薩僧者此約小乘一類機見若約別円二
	教則有菩薩僧必矣既言菩薩僧徒不拘形體如何遮著紫紺金欄方服耶	教則有菩薩僧必矣既言菩薩僧徒不拘形體如何遮著紫紺金欄方服耶	教則有菩薩僧必矣既言菩薩僧徒不拘形體如何遮著紫紺金欄方服耶

略では、靈芝元照も菩薩僧の如きは形体に局らないといふ。それに対し諦忍は、靈芝が形体に局らないというのは釈迦法中の如きで、必ずしも剃染を用いないという。金欄の袈裟を著し、紫紺の方服を用いるというのでない。汝は文を以て意味を害するため、愚かなことであるという。俊鳳は「如釈迦法中不必須剃染也」の十一字の意味が解し難い。もし、文の如く解したならば、釈迦法中で菩薩僧は必ずしも剃染しない意味をなす。汝、改めていうべき

で、釈迦法中と同じでない。その菩薩僧は必ずしも剃染しておらず、乱れは甚だしい。声聞と菩薩の二種の僧がある。声聞僧は必ず形体に拘わり、菩薩僧は形体に局らず必ずしも剃染しなくてよい。釈迦法中に別の菩薩僧がないことは小乗一類の機見による。別円の二教によれば菩薩僧は必ずある。菩薩の僧徒は形体に拘らず、どうして紫、紺、金欄の方服を著ることを遮ざるのかと答えている。

順序	『略述大乘戒義』	『圓戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
37	今時菩薩僧徒。或披紫紺法服。或著金欄袈裟者。良由下依用王法。隨中順時宜上也。	弁云如三今時僧徒名稱二官僧但是出家全非五衆所攝雖混名於菩薩而同跡乎世俗既不具十重四十八輕則非菩薩大僧猶渢非時食則非菩薩沙彌如是之人假令著紫紺之袈裟披金欄之法服無由論可不可若具受十重六八輕及受八戒十戒成菩薩比丘俗服上乎哉	答云蓮門多衆弥滿海內於其官僧中或有下護持菩薩重輕者或有下先受五戒調練身心形同出家墮僧數者是故不可下一概罵官僧言上全非五衆所攝如其混名於菩薩而同跡乎世俗者上实是滅法魔僧而非今所論菩薩僧也荷法大士雖為匡救而扞格不レ受嗟夫時世沿襲之弊不レ可奈之何矣今按紫紺色為高官服色者原出於唐書仏著金

略では、今時の菩薩僧らが紫紺の法服を着たり金欄袈裟をつけたりしていることは王法によつており、時宜に隨順しているという。それに対し諦忍は、今時の僧徒を官僧といふのは出家で、全く五衆の所攝ではない。名を菩薩に混じるといえども世俗と同じである。十重四十八軽戒が具わつていなば、菩薩の大僧でない。非時食を行えば、菩薩の沙弥でない。たとえ紫紺の袈裟をつけて金欄の法服を着ても可不可を論ずることはない。もし、具さに十重四十八軽戒を受け、八戒十戒を受けて菩薩の比丘沙弥などと

縷袈裟一仏令三弥勒著金色毘衣一者原
出於仏經一是以國王為護如來正法一以
紫紺諸服一或賜道德超絕者一或賜下出世
官寺一者上乃使三瞻仰人敬重佛法一焉菩薩
雖曾受持壞色三衣一而亦不得不下
依于王制一順中于時宜上斯乃菩薩之所以
著紫誹金欄等法衣一也豈言レ不論違
逆梵網所制一耶又論非時食用否一者
如三下菩薩食法篇一

なつたならば、どうして『梵網經』の嚴制に違反し俗服を着るのか。俊鳳は、淨土門は多衆である。官僧の中に菩薩重輕を護持する者がいる。あるいは五戒を受けて身心を調練し、形は出家と同じにして僧に墮ちる者がいる。そのため一概に官僧を罵して五衆の所攝ではないというべきでない。名を菩薩と混ぜて世俗と同じ者の如きは、實に滅法の魔僧で、今論じている菩薩僧ではない。紫紺の二色が高官服の色であることは、『唐書』に出てゐる。仏は金縷の袈裟を着、仏は弥勒に金色の毘衣を着せしむることが經典に

出でいる。これは、国王が如来の正法を護らんために紫紺の諸服を道徳超絶の者や官寺に出世する者へ下賜した。菩薩はかつて壞色の三衣を受持するといえども、王制により

時宜に順じない。どうして『梵網經』の制に違犯することを論じないか。また、非時食の用否を論ずることは、下巻の菩薩食法篇の如くであると答えている。

順序の 回	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
	<p>行事鈔引五分云。雖我所制。余方不行者。不得行。之。謂俗王為僧立。非我所制。余方為清淨。不得行。即依王法而用。薩婆多云。違王制。故吉不レ得不レ依。羅。資持記釈之云。五分一段。上開レ違。佛。下令レ順。世。小乗法中。尚開レ違。佛。勝利。則現遮罪者乎哉。</p>	<p>弁云事鈔引五分者全非。言著紫紺金。欄非法衣服。寧得濫用。之乎。五分意亦不レ爾。今引具文示レ之。五分二十二云。復告諸比丘。雖是我所制。而於余方。不以為清淨者。皆不レ應。用雖非我所制。而於余方必應。行者。皆不レ得不レ行。</p>	<p>答云。如來所制壞色衣服於我日本。非。不三以為清淨者。未必然也。且如泥色。是王家喪服之色。是故陛下忌之。不清淨。官僧故之為純黑色。云此乃五分所謂。雖我所制。余方不行者。不レ得行。之也。又紫紺金欄衣服於我日本。非。必應。著皆得不レ行者。此亦不然。紫紺等衣。王家所。尊而為之清淨。是故陛下或賜。王公子。公主。出家剃髮者。或賜。下出。世。於本檀林者。上見下著紫紺衣。來往。官家者。上知客。必有下。階迎送之礼。此乃官家之所。以。尊。重。紫紺法服。而凡僧之所。以。不能。著。之也。此豈為。非。下。五分所謂。非我所制。余方為清淨。不レ得不レ行者。上耶。</p>
	<p>本非。不以為清淨。仰應。依用紫紺金。欄衣服於我日本。非。必應。著皆得不レ行也。次事鈔具文。如吾子所引。資持具文云。五分一段。上開レ違。佛。下令レ順。時如。今国制。尼不レ依。僧帳籍公憑之類。下引。婆論。転釈。五分戒疏中解。如下持。禁物。出。境之例。上此多濫用学者。須。シト。弁。上。抄。批。</p>	<p>答云。如來所制壞色衣服於我日本。非。不三以為清淨者。未必然也。且如泥色。是王家喪服之色。是故陛下忌之。不清淨。官僧故之為純黑色。云此乃五分所謂。雖我所制。余方不行者。不レ得行。之也。又紫紺金欄衣服於我日本。非。必應。著皆得不レ行者。此亦不然。紫紺等衣。王家所。尊而為之清淨。是故陛下或賜。王公子。公主。出家剃髮者。或賜。下出。世。於本檀林者。上見下著紫紺衣。來往。官家者。上知客。必有下。階迎送之礼。此乃官家之所。以。尊。重。紫紺法服。而凡僧之所。以。不能。著。之也。此豈為。非。下。五分所謂。非我所制。余方為清淨。不レ得不レ行者。上耶。</p>	<p>答云。如來所制壞色衣服於我日本。非。不三以為清淨者。未必然也。且如泥色。是王家喪服之色。是故陛下忌之。不清淨。官僧故之為純黑色。云此乃五分所謂。雖我所制。余方不行者。不レ得行。之也。又紫紺金欄衣服於我日本。非。必應。著皆得不レ行者。此亦不然。紫紺等衣。王家所。尊而為之清淨。是故陛下或賜。王公子。公主。出家剃髮者。或賜。下出。世。於本檀林者。上見下著紫紺衣。來往。官家者。上知客。必有下。階迎送之礼。此乃官家之所。以。尊。重。紫紺法服。而凡僧之所。以。不能。著。之也。此豈為。非。下。五分所謂。非我所制。余方為清淨。不レ得不レ行者。上耶。</p>
38			

亦釈云五分雖ニ我所制一余方不レ得レ
行者謂仏在時有出家者一仏令ニ為剃
髮一今則國王不レ許故言ニ不應行トノム如キハ
仏制一夏竟遊行今時王制若無レ故離レ寺
十日皆判ニ還俗一又不レ得レ行也故注
云ニ俗王為レ僧立レ制不レ依ニ經本一即其義
也已是知紫衣緋服靈芝所謂濫用ナルヲナレハ
者今時王不レ制三必著ニ金欄紫緋一故如吾
子一濫用者上代已有故義淨云現著ニ非法衣
服一將無レ過引ニ彼略教文一分云此方不
淨ナルモ余方清浄得レ行無レ罪云靈芝モ
亦云業疏云法衣順レ道錦色班綺輝ニ動心
神ニ青黃五綵真紫上色流俗所レ貪故齊削也
末世學律特反ニ聖言ニ冬服ニ綾羅ニ夏資ニ紗
穀ニ乱朱之色不厭ニ鮮華ニ非法之量長垂ニ
腔膝ニ况復自樂ニ色衣ニ妄称ニ王制ニ雖レ云レ
飾レ過深成ニ謗法ニ祖師所レ謂何慮レ無ニ惡
道分ニ悲矣又云今時沙門多尚ニ紫服ニ按ニ
唐記ニ則天朝薛懷義亂於宮庭ニ則天寵用
利モシ而現ニ遮罪ニ不レ順ニ時宜ニモル

如キハ南山靈芝付ニ紫緋衣ニ具意唯在ニ護戒ニ
誰不レ尊ニ信之ニ如ニ荷法大士用ニ紫緋衣ニ其
意專在ニ利濟ニ何不レ遵一行ニ学仏之徒於レ
是立須レ観ニ察自行与ニ化佗ニ時宜与中方便上
焉又則天所レ賜紫衣龜袋収慮唯在ニ龍用ニ
我邦所レ賜紫緋金欄震旨專存ニ護法ニ豈是
同日之談耶且如ニ祐天僧正者ニ為ニ官
家ニ之所ニ尊敬ニ披ニ紫緋衣ニ著ニ金欄服ニ非
濟衆生ニ非ニ直世人ニ必矣帰ニ其道化ニ
取ニ信西方ニ昔不レ可ト以ニ千万ニ數上焉奇瑞
妙應不可思議者亦不レ可ト以ニ十百ニ數上焉
知ニ時方便ニ且寛中遮戒上也海慧菩薩所說經
云文殊師利言修行菩薩攝ニ護成ニ熟諸衆
生ニ故若不レ具レ戒而得レ成ニ就尸羅波羅
密ニ者其斯之謂与然如乙披ニ紫緋衣ニ著ニ
金欄服ニ而未レ受持菩薩重輕ニ不レ見ニ勝

令参朝議以僧衣色異因令下服紫袈裟一帶中金龜袋上後偽撰大雲經一結二十僧一作疏進上復賜二十僧紫衣龜袋一由此弊源一洩于今不返無知俗子濫跡糺門不務內修唯誇外飾矧乃輒預二者年之僭稱大聖之名國家所未詳僧門之所不舉致使下貪婪齋愴之輩各逞奢華少欲清淨之風於茲墜滅且儒宗人倫之教則五正為衣糺門出世之儀則正間俱離故論語云紅紫不以為袈服私服也注云不為袈服可レ知矣文中子云君子非黃白不衣服則公服可レ知矣又學律者畜不淨財買非法服及講衣尚非俗礼所許豈是出世正儀况律明文判為非法苟不信受安則為之至此日矚相違遂飾已過以誑後生便云律中違王制犯吉我依王制耳且多論明違王制乃謂比丘不遵国禁如今年国家束約僧徒二十出家係名簿籍出外執憑帶中持禁物似

者甲此先所謂滅法魔僧而非今所論菩薩ノ大僧ニ実是無力大賊罪ニ於劫盜ヨリ

レ
此等事一有レ違結レ犯何嘗禁レ僧不レ聽レ
著ル「ヲ」ヲクハスルノミナランヤ
褐如レ此説者豈唯誹謗ニ正法一
抑亦不レ識王制ニ涅槃所謂如何此人舌不ル
卷縮ニ諒有ニ生報一故未レ彰ニ現相ニ耳已ニ上當レ
知南山芝園斥ニ紫紺非法服一如レ此反復叮
嚙ナリヲシヤテメセラ
何得下曲令レ同ニ已見ニ言中小乗法中
尚開ニ違レ仏順レ時如七是耶假令小乘
教中有レ開拠ニ大乗梵網等説一以応
制レ之何矧於ニ小衍同制三乘齊斷一乎故
涅槃云雖レ聽畜二種種衣一要是壞色
梵網經云庵ニ下教身所レ著袈裟皆使ニ壞
色一与レ道相應上苟白眼看ニ過此等正
謂レ現ニ遮罪一有犯ニ輕垢一却談ニ無犯
制一貪ニ華綺一樂ニ亂朱ニ無レ有ニ勝利ニ而詐
無レ順ニ時宜ニ而違ニ聖制ニ吁可レ忍レ之モ
孰ヲカレ不可レ忍痛哉

略では『行事鈔』に『五分律』を引いていう。我が所制といえども、他で行わない者はこれを行なうことができない。

い。我が所制でなくとも他で清浄であつても行なうことはできない。『薩婆多論』では、王制に違犯するため突吉羅

という。『資持記』にこれを解釈していう。『五分律』に二段ある。上は仏に違することを開し、下は世に順わせると。小乗法の中ですら仏に違え、時に順うことを開す。大乗法の中では勝利ある時、遮罪を現する者においてはもちろんのことという。それに対し諦忍は、『行事鈔』に『五分律』を引く者は全く紫緋金襴非法の衣服を着よというのでない。むしろ濫用することになるのではないか。『五分律』の意はそういうでない。今、具さに『五分律』を引いて示すといい、『五分律』卷二十一の文をあげてある。

如來の制する壞色の衣服は、我が日本において清淨としていいことではなく、依用すべきである。紫、緋、金襴の衣服は、我が日本において着るべきでない。次に『行事鈔』の文は、汝が引く所の如きである。『資持記』において『五分律』に二段ある。上は仏に違うことを開し、下は時に順わせる。今、尼を制して僧によらない帳籍公憑類の如きで、『婆沙論』を引いて『五分律』を転釈する。『戒本疏』の解釈に、禁物を持つて境を出る例の如くであり多く濫用している。『五分律』に我が所制といえども他で行ずることを得ないとは、仏在時に出家者があれば、仏は剃髪

させる。今は国王が許さないため不應行という。今時は王制である。もし、訳なくて寺を十日間離れれば還俗といわれる。また、行ずることを得ない。これによつて紫衣、緋服は靈芝の濫用であることを知る。何となれば、今時の王は必ずしも金襴、紫、緋を着よと制していないため、汝が如き濫用者は上代にすでにいた。義淨がいうには、現に非法の衣服を着て過なしとする。末世の学律は、特に聖言に反して冬に綾羅を服し、夏は紗縠を着、乱朱の色は鮮華を厭わない。非法の量は長く膝に垂れ、色衣を樂つて妄りに王制と称する。過を飾るというが、深く謗法となす。祖師がどうして惡道の分、無いことを慮るか。今時の沙門は多く紫服を尚ぶ。『唐記』を調べてみると、則天武后的代に紫袈裟を服し金龜袋を帶している。後に偽て『大雲經』を撰し、十僧が疏を作つて進上した。それに對し十僧へ紫衣龜袋を下賜した。

儒教の人倫の教えは五正を衣となし、釈門出世の儀は正間ともに離れている。故に、『論語』には紅紫を亵服という。また、君子は黄白でなかつたならば衣でない。俗礼の許すところでない。どうして、これが出世の正儀となるであろ

うか。律論の明文に非法として信受しない。

『涅槃經』に種々の衣を畜えることを聽すといえども、必ず壞色にすべしと。『梵網經』に教えて身に着るところの袈裟は、すべて壞色ならしめ道と相應すべし。白眼でこれらの正制を看過し、華綺を貪り乱朱を樂い、勝利あることなきに詐つて遮罪が現われるといい、輕垢罪を犯すことをかえつて無犯という。時宜に順ずることなく聖制に違うといつてはいる。

俊鳳は、如來が制した壞色の衣服は日本において清淨となざざるに非ずというが、必ずしもそうでない。泥色は王家の喪服の色である。そのため、陛下はこれを忌い不清淨

となし、官僧はこれによつて純黒色にした。これは『五分律』にいう「我が所制といえども余方に行ぜざる者はこれを行ふことを得ざるなり」と同じである。また、紫、緋、金襴の衣服は、日本において必ずしも着るべきものでない。『海慧菩薩所説經』に、文殊は修行の菩薩で諸衆生を護り成熟する。もし、戒を具足しなくとも尸羅波羅蜜の成就することを得るとはどういうことか。したがつて、紫緋の衣を着、金襴服を着て、未だ菩薩の重輕戒を受けず時宜に順せずして聖制に違う者は菩薩の大僧でない。實に無力の大賊で劫盜の罪を犯し悲しいことであると答えてはいる。

家に来往する者をみると、必ず迎送の礼がある。これは、いは本山檀林に出世する者に賜う。今、紫緋の衣を着て官

『略述大乘戒義』

加旃。仏著二金縷袈裟一者。出菩薩瓔珞
經一。仏令三弥勒著七金色罽衣一者。出賢
愚因緣經一。是以菩薩僧徒。依用王法一。
隨順時宜一。意在下光顯宗門一。利中濟
衆生而已。

『田戒琢磨決』

弁云調御金縷栴多金罽是隨時化儀等妙
作略未嘗聞有言レ依學之豈有下
背大小三藏同一之嚴制而準非許非遮
經文之理上耶混二黽宗門一欺二誑群生一何
駁而自知其非焉尚委援二經律論
弁之如別恐繁不煩引レ之也

『大戒增暉篇』

答云菩薩瓔珞經廿一紙云我今露形乃非其
宜設當入城村落人家謂為裸形不
知慚宜下求袈裟以障于體上時有天
子一名曰福益即知菩薩心中所念尋奉
八万四千金縷織成袈裟一菩薩自念過去諸
佛法服云何進趣行來斯用何法一虛空神天
又手白雲過去諸仏皆著一織成金縷袈裟一
亦如今日諸天所獻菩薩即受八万四千
織成金縷袈裟一以二道神力而合為一袈
裟著體賢愚因緣經十五紙云仏姨母摩訶
波闍波提手自紡織作一端金色之罽一奉
上如來一々々教施衆僧一中無取者一到
正色紫金客表裏相稱威儀庠序入波羅奈
城欲行乞食到大陌上一擎鉢住立人
民之類觀其色相圍遶觀看無有厭足一
文今按此兩經意調御金縷此示三世諸仏ノ

成道袈裟^ヲ梅多金毘乃^{ハチス}諭^ニ菩薩^ノ隨^レ化行儀
不^レ定諸仏菩薩^{一切}施設知^レ時鑑^レ機^{皆有}
所^レ益^{ニンヤ}得^ニ唯言^ヲ隨時化儀^ト耶^{ニル}知^レ如^{キハ}梵
網經制^{ルカ}壞色袈裟^ヲ是諸仏菩薩護戒通軌^ヲ
如^{キハ}此等經開^ニ金縷金毘^ヲ是諸仏菩薩利濟^ヲ
別軌^{ナリ}俱是仏說何^{レカ}是何^{レカ}若仏菩薩^現二
行性罪^ヲ利^ハ濟^ハ衆生^ヲ則難^シ依^ニ學^シ其位
未^タ得^レ初住^ヲ故現^行遮罪^ヲ利^ハ濟^ハ衆生^ヲ則
應^ニ依^ニ學^ス之^モ博地亦可^ニ依行^ス故^ニ得^レ言^レ
未^タ聞^レ言^レ依^ニ學^ス之^モ耶

略に、仏が金縷の袈裟を着ていることは『菩薩瓔珞經』に出でている。仏が弥勒をして金色の毘衣を著させたことは『賢愚因縁經』に出る。これによつて菩薩の僧徒は王法に依用し、時宜に隨順する。意は衆生を利濟するのみという。

それに対し諦忍は、調御の金縷、梅多の金毘は寛に隨時の化儀である。未だかつてこれを学ぶということは聞かない。

俊鳳は『菩薩瓔珞經』と『賢愚因縁經』を引用し、両経の意味を調べてみると「調御の金縷」は三世諸仏の成道の袈裟を示し、「梅多の金毘」は、菩薩が化に隨つて行儀の定まらないことを諭す。諸仏、菩薩の一切の施設は、時を

す。何れの宗門を顯わし衆生を利濟することがあるか。弁駁を待たずにして自らその非を知れ。なお、委しく経律論を引いて弁することは別の如し。煩しくこれを引かないという。

知り機を鑑み益する所がある。どうして唯、隨時の化儀と
いうのみか。『梵網經』において壞色の袈裟を制止する如
きは、諸仏、菩薩の護戒の通軌である。これらの經に金縷
金毬を開すが如きは、諸仏、菩薩の利濟の別軌である。と
もに仏説で、何れが是か非か。もし、仏、菩薩が性罪を現
行して衆生を利濟することは学び難い。その位は初住位を
得ないため、遮罪を現行して衆生を利濟することは学ぶべ
きである。どうして、未だ学ぶということを聞かないとい
うのかと答えていた。

書館に所蔵している。両図書館蔵本によれば、『略述大乘
戒義講録』は『略述大乘戒義』の各篇の用語に注を加えた
もので、『略述大乘戒義』の全篇にわたっている。1で指
摘された箇所の「仏門通軌篇」をみると「○梵網經曰諸仏
子聽等是流通文。當誦下脫今誦二字。過去諸菩薩等是
總結文。今合引レ之」とあり、『大戒增暉篇』で指摘され
たように『略述大乘戒義講録』で弁じられていた。

では、『略述大乘戒義講録』はいつ頃著わされたもので
あろうか。大谷大学図書館蔵本は同図書館に所蔵する『大
戒增暉篇』と同一筆者で、末尾によれば嘉永三年（一八五
〇）八月頃に西光寺の十阿義聞の所蔵本を借りて敬彦が書
写させたものである。龍谷大学図書館蔵本は表紙に

河内国錦部郡三日市
真教寺十一世住職

それによつて弁じたことをいつている。

そこで、「講録」とは何かを調べてみると、『略述大乘戒
義講録』のことと、『略述大乘戒義』の異名ともみられて
いる。⁽¹⁾しかし、『大日本佛教全書』や『統淨土宗全書』に
は所収されておらず、写本を大谷大学図書館と龍谷大学図

楠宝觀所持

とあり、河内長野市三日市町の真教寺十一世楠宝觀（一八
一二一八一）が所持していたものである。⁽³⁾しかし、筆写し
た人や筆写年次などは全く明らかにならない。『俊鳳和尚
行業事実』の天明二年頃をみると

又略述大乘戒義を撰せり。又人の請によりて、閑言語を筆せらる。師西山復古篇を著し。又大乘戒義刻成りてその講録を撰じ。弟子をして校正修飾せしむ。

とあるところから、『略述大乘戒義』の刊行された後に撰述され弟子に校正修訂させたのである。したがつて、『略述大乘戒義』の刊行は『俊鳳和尚行業事實』によれば天明四年十月と考えられるため、それ以後より『円戒琢磨決』が刊行される迄の間に撰述されたものであろう。それは大谷大学、龍谷大学図書館蔵両本とも「當誦_{下脱}今誦二字」は小字になつており、後から書入れたものようである。

『円戒琢磨決』において指摘されたため、その後に書加えられたものと考えられ、『円戒琢磨決』で指摘される以前に『略述大乘戒義講録』の本文は成立していたものと考えられる。なお、『略述大乘戒義』の未訂本と校訂本の字の相違や挿入などについても小字で書加えられているところから、『円戒琢磨決』で指摘された後に追加したものと思われる。しかし、『略述大乘戒義講録』は刊行されなかつた。次に、15の論争において『略述大乘戒義』には未訂本と校訂本のあることをいつてゐる。数種の『略述大乘戒義』

の版本を対照してみると、卷上の四箇所で字の挿入や相違があり、挿入された版は校訂本であることが明らかになつた。両版とも「京兆内野祥光寺藏版」とあり、体裁などは全く同じのため、二種の版本が出ていることは知ることができず、本文を対照して初めて明らかになる。15で指摘された未訂本と校訂本の相違をみると、未訂本の『略述大乘戒義』は「三明_{ニス}式叉摩那受法_ヲ。言_ハ毘尼藏_ト者。毘尼梵語_{ヒンボク}。正翻為_レ律。是小乘毘尼藏也。所以何者。菩薩五戒十戒及六戒法。其相全同_{クシ}声聞_ニ。」とあり、律は小乘毘尼藏といふ。しかし、校訂本には「……是通_ス小乘毘尼藏。所以何者。……」とあり、是の下に「通」が入るが藏の下の「也」はなく、律は小乘の毘尼藏にも通じてゐるという。これは諦忍の問に対して、俊鳳は校訂本をみれば明らかになると答えてゐるが、『略述大乘戒義講録』では『略述大乘戒義』の「毘尼梵語」に関したところへ小字では「是小乘毘尼藏也。者是字下脱_{ニスノヲ}通字_一。應_ニ急改作_{ニテス}是通小乘毘尼藏_{七字}。按今所說毘尼藏雖_ニ是大乘毘尼藏_{ナリトハ}其義應_レ通_ニ小乘毘尼藏_也。大乘毘尼藏_ト者天台戒疏积_ニ法毘尼經律_ヲ云。言_ハ毘尼經律_者大乘毘尼經律也。非_ニ藏_中

毘尼^ニ也。大乘經有滅惡義故稱毘尼ト文と追加されており、急に改めたことが明らかになる。それは『円戒琢磨決』で指摘されたため、急遽改めたのであろう。次に「比丘名称」において、未訂本には「時有^ニ尊者婆難陀^ヲ。喚云^テ長者ト。……」とあるが、校訂本には「時有^ニ尊者婆難陀^ヲ。……」となつている。『略述大乘戒義講録』の「大威德陀羅尼經」には「娑難陀^ヲ婆字形誤、應レ作^ノ婆字^ヲ」と本文中に入つているところから、俊鳳は未訂本を見て自ら誤刻を指摘したと思われる。

第三は「捨戒二縁」において、未訂本は「一^{ニハ}退菩薩

心^ヲ。謂永捨^ヲ四弘願^ヲ。」とあるが、校訂本では「一^{ニハ}退菩提^ヲ心^ヲ。……」となつていて、『略述大乘戒義講録』の「廢于二縁等」には「一退菩薩心者薩字應レ作^レ提^ヲ」と小字で書加えられている。

第四は「從大出小」で、未訂本には「則有^下退^ニ菩薩心^ヲ。墮^{スルヲ}一乘地上^ニ」とあるが、校訂本では「則有^下退^ニ菩提心^ヲ。墮^{スルヲ}一乘地上^ニ」となつていて、『略述大乘戒義講録』の「靈芝^{ニ云}」には「有退菩薩心^{トハ}者薩字應レ改^{ノニ}提字^ヲ」と小字で書加えられている。

右のようにながめると、諦忍の見た『略述大乘戒義』は未訂本であつたことが明らかになる。それに対し『円戒琢磨決』で論難したのであつたが、諦忍のみた『略述大乘戒義』は八事文庫の東山・十三・ス・三十七で、多くの書き入れがあるのである。ここにあげた四箇所の相違箇所へ諦忍は書入れを行つていながら、『円戒琢磨決』で論難した箇所には「琢磨云云」と指摘している。また、諦忍は『略述大乘戒義講録』を見ていなかつたことも明らかになる。諦忍示寂後、俊鳳によつて『大戒增暉篇』が著わされ、『円戒琢磨決』に反駁を行つたが、諦忍による再反論は示寂しているため行われなかつた。その関係を図で示すと、

『略述大乘戒義』(俊鳳)

(天明二、三年頃成立、)
↓『略述大乘戒義講録』

未訂本
←
校訂本
に校正修訂させる

『円戒琢磨決』(諦忍) (天明五年五月著)

『大戒増暉篇』(俊鳳) (天明七年正月十八日著)
となる。

俊鳳は諦忍を狂癡之人、無名子と称し厳しく批難しており、『円戒琢磨決』の僻問に対し『大戒増暉篇』で答えた。諦忍は博学多才で世に知られた人であるが、議論は生盲が乳色を論じてゐる如くで怪しい。そこで、天下の賢明者は『略述大乘戒義』と『円戒琢磨決』を対照し、さらに『円戒琢磨決』と『大戒増暉篇』を対照して是非を決択せよと

俊鳳はいうのである。そして最後に、

余觀時与二方便一寬緩宣揚菩薩僧戒一唯須下發菩提心一
隨分護中持菩薩重輕上耳吾日既薄二西山不レ追議論一而
今述增暉篇者蓋不レ得止也縱更難レ之不レ能復答一
猶有下欲更難一者上諸來二西方蓮邦一必須レ決一択是非弥陀
仏前也願以此微勲一回施信謗者共發兼濟心一直到
蓮華藏云

ともいい、時と方便で菩薩僧戒を宣揚する。菩提心を發して菩薩の重軽を護持すべきことをいつて議論するに遑なく、今『大戒増暉篇』を述べることは止むを得ないことで、たとえ『大戒増暉篇』が批難されても、それに答えることは

しない。批難する人がいたならば、西方国に来て是非を弥陀仏の前で決択しなさいという。なお、『続淨土宗全書』第九卷(大正六年十一月 宗書保存会)『大日本佛教全書』第七十二卷(大正六年十一月 仏書刊行会)に所収されている『略述大乘戒義』は校訂本によつてゐるが、校正ミスが多くベース資料としては使用できないものといえる。

(1)

『略述大乘戒義講録』は『大日本佛教全書』第九十八巻解題一(昭和四十八年二月 講談社)二十二頁で異名としてあげられている。『仏書解説大辞典』第十一巻(昭和四十四年一月 大東出版社)二二六頁では『略述大乘戒義』と同じく『大日本佛教全書』第七十二巻と『続淨土宗全書』第九巻に所収されているとあるが、両全書とも『略述大乘戒義講録』と題したものは所収していない。

(2)

敬彦(一八〇七—一六〇)は天台寺門宗の僧で近江法明院七世である。字は実幢、号は恭堂といい、『続山家学則』などの著作を出した字僧である。鷺尾順敬『日本仏家人名辞書』(明治三十六年六月 光融館)一九五頁、『日本仏教人名辞典』(平成四年一月 法藏館)一七三頁参照。

(3) 楠宝觀は『仏教大辞彙』第六巻(大正十一年一月 富山房)四〇九一頁、井上哲雄編『真宗僧名辞典』(大正十五

年十一月 龍谷大学出版部) 一二三頁、井上哲雄編『真宗
学匠著述目録』(昭和五年三月 龍谷大学出版部) 一二二
頁に名があげられた人で、文化九年四月十四日に真教寺で
生まれ、明治十四年十一月十六日に七十才で遷化した。本
願寺派司教で『因明入正理論本義鈔』などの著作があり、
大教校の余乗講師を勤めた。臨終後、遺命により蔵書約七
百巻が学林へ寄贈されており、『略述大乗戒義講録』は旧
蔵の一冊であった。そのため楠宝觀の筆写したものではな
い。

(附記) 本稿の(上)は「愛知学院大学禅研究所紀要」第十八・
十九合併号(平成三年三月)、(中)は同紀要第二十号(平
成四年三月)に所収している。